

役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

一部改正 令和元年 11 月 11 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本公衆衛生協会（以下「協会」という。）の役員及び評議員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員、顧問及び委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 本協会は、常勤役員、非常勤役員、評議員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、第 4 条の規定に基づき報酬を支給する。
- 3 非常勤役員、評議員等に対しては、役員会議等への出席及び協会が特別の任務を依頼した場合の対価として、別に定める役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程細則（以下「細則」という。）に基づき報酬を支払うことができる。
- 4 役員には、賞与を支給しない。
- 5 役員には、退職手当を支給しない。

(報酬の額の決定)

第 4 条 常勤役員の報酬は、年俸とし、12,000,000 円を上限として評議員会の承認を得て決定する。ただし、やむを得ず理事長が非常勤であった場合の職務執行日の対価は、評議員会で決定された年俸の額を日割り計算により支給する。

(報酬の支給及び支給方法)

第 5 条 報酬の支給日及び支給方法並びに所得税、社会保険等の控除については、別に定める協会職員給与規程に準ずる。

(費用)

第 6 条 役員、評議員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。その計算方法は協会給与規程に準ずる。

(改正)

第 7 条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日から施行する。(平成24年3月26日理事会決議)

附 則

この規程は、令和元年11月11日にその一部を改正し、令和元年6月25日から適用する。(令和元年11月11日評議員会決議)